

〔博士論文要旨〕

英国株式会社社会計制度論

山 浦 久 司

1 本研究の目的と意義

本研究では、英国の1844年会社（登記）法から1989年会社法に至る約150年間の会社法の会計制度（ここで会計制度とは、とりあえず最狭義に捉えて、株式会社の会計の記録と報告と監査に関する会社法規定そのものを指す）の歴史を辿り、これを踏まえて現代会社法の会計制度を検討している。

ここで、本研究の視点を要約すれば次のようになる。

すなわち、英国では、株式会社制度の一般への開放（勅許主義を脱した準則主義による会社設立制度の確立を指す）以来、会社の数が一貫して増大し、それとともに会社の社会や経済に占める地位が重要性を増し続け、その結果、会社と個人、あるいは社会との関係、さらには会社を介在しての種々の利害者間の関係が錯綜化し、軋轢をきたすようになった。こうした中で会社法は、当初は資本提供者に対する取締役の資本受託者としての責任の一端として会計を規定化し、いわば会社をめぐる諸種の私的資本関係を単に交通整理するという機能を会計制度に負わせ、この方向での制度充実を実現させていった。

しかし、会社と社会との緊張関係が強まるに連れて、会社法はその機能を拡張させていき、社会的公正性の達成や、場合によっては国家的視点からの経済政策あるいは社会政策の具現化の手段として会社法自体が認識されるようになった。なかでも会計制度は会社に対する法の関与の重要な手段の一つとして位置付けられて、その制度が次第に拡充されていった。ここには、最早、取締役の受託責任あるいは会計責任の外延的拡張という視点で把握できない論理までもが歴史展開に加わっていたとみることができる。

つまり、株式会社制度の出現から市民権の獲得、そして経済社会との軋轢と融合という展開を背景に、会社会計が会社法を通して次第に経済社会における利害調整センターの一環としての役割を負わせられるようになり、この役割が、場合によっては国の政策的視点とも重複する形で現代会社会計制度にさらに色濃く反映されてくるようになったのである。

以上の視点を基礎にして英国会社法の会計制度の歴史的展開を追ったが、全体の章の構成は各時代の会社基本法をベースに組み立てた。順に時代を追うことができるといふ便宜さがある上に、会計制度の個々の構成要素は法律全体の調和の上に成り立っているため、テーマ別に細分化してそれぞれに歴史を辿っても流れを見失う恐れがあるからである。

2 各章の要旨と結論

(1) 第1章

第1章では、1844年会社登記法から、初めての総括法である1862年会社法までの各法律の成立と各会計制度の内容を検討しているが、とりわけ会社組織が経済社会で市民権を獲得していく中で次第に社会と軋轢を増し、その結果、会社ならびに会計制度における自由放任に一定の歯止めをかける動きが生じ始める1870年代頃までをその背景とともに追った。

産業革命の成熟期における資本集中の要請と機会均等を求める要求の中から1844年会社登記法が生まれた。同法は、過去の会社泡沫事件の教訓から、会社制度の一般開放の見返りに会社設立時における発起人や設立後の取締役の不正の防止を主眼に会社法を構成し、会計制度もこの目的に沿って設けられた。決算制度の明示、貸借対照表の作成と株式総会提出、登記所への貸借対照表の登録と開示、そして監査役選任の義務付けといった一連の会計制度を導入したのである。これらは後の1862年会社法などと比べれば規制色が強いものであった。

しかし、その後の会社法が法規制色を捨て、自由放任主義を取り入れた事実は重要である。当時、当然の事乍ら自由放任主義と国家規制主義のせめぎ合いが見られたが、時代の流れは確実に自由放任主義の方向であり、55年有限責任法、そして56年会社法や62年会社法は自由放任主義思想の完全な反映であった。

ただ、自由放任主義化の背景に一般の株式会社が数の上でも、規模の上でも、さ

らに経営と資本の分離という面でも未だ未成熟であったという事実が存在したことには留意すべきである。たとえば、鉄道事業会計をめぐる40年代の議論や68年鉄道事業法、あるいはその後の公益事業の複会計制度のように、社会的に必要なものには規制が加えられるのは当然である、という思想も生きていたとみるべきである。逆に言えば、一般会社法の会計制度も、もし規制対象の一般の会社が鉄道会社のようにならばより強い規制を受ける可能性は存在したとみることができ、自由放任主義的会計制度となったのは、単に一般の会社の存在が社会的に重要性を有していなかったに過ぎない、と考えることもできるのである。

さらに、もう一点、重要なことは、会計の技術が未成熟な段階で多種多様な企業の会計に共通する会計規定を設けることは当時としては不可能に近かったであろうことも挙げられるであろう。これが会社法が“true and correct view”という包括規定を制度の最終目標に置き、会計の現場での判断と会社自治を重視する会計制度を作りあげることになった一つの理由でもあったのである。

要は、ここでみる初期の会社法の会計制度は、一方で自由放任主義という制度的選択に裏づけられたとは言え、技術的には選択の余地のない方向で形成されたとも言えるのであり、これ以降の会計制度は、自由放任主義か法・国家規制主義かという葛藤の上に会計技術と経験の集積が加わって展開されるのである。そして、これらの根底に、会社組織が社会と軋轢を増すに連れて会社会計に対する法の関与度の強化を必然と見るようになる経済実態が存在することを常に視界に入れておかなければならないと考えるのである。

(2) 第2章

第2章では、80年前後から20世紀初頭の経済的不安定期における会社法改正の動きを、主に商務省の各会社法改正委員会での議論を通して追ひ、法規制主義の兆候を1900年会社法ならびに1908年会社法の会計制度の中にみた。

すなわち、会社数が増えてくると、やがて会社会計の放任に反省を促す事態が頻発してきた。1860年代の会社の設立ブームとその後の金融恐慌による会社倒産の多発とか、78年のシティー・オブ・グラスゴー銀行の粉飾倒産とその後の連鎖倒産事件などはその顕著な例であるが、要は経済の中での会社の存在が目立ち始め、

とくに資本市場との間で軋轢が生じてきたのである。とりわけ、70年代から80年代にかけて、産業革命推進の母体になった企業の多くが株式会社に組織変更し、それに伴い、そうした会社と証券市場との結び付きが生まれ、また、株式の小額面化による株主の分散や投資家層の中産階級への浸透といった状況も生じ、一方で私会社の設立増が後の区分立法を必要とする環境を作った。しかし、他方で、当時の長期的大不況という時代環境は会社倒産数を増加させ、非オーナー株主や債権者の保護の必要性を痛感させたのである。こうした、会社と社会との軋轢が初めて顕在化した時期が1880年前後であった。

これらは実は会計制度の環境変化を意味する。その結果、職業監査人監査の普及や会計報告の改善、また証券取引所の財務開示要求など、自治的、あるいは自主規制による会社会計の強化、充実への動きが強まった。さらに、会社会計が一部の株主のために行われるのではないという考え方が次第に受け入れられ始めて、とりわけ発生主義会計が利益計算の適正化、公平化に有用であるとの認識が浸透し、今日的会計測定システムの母体が形成され始めたのである。また、これには当時の職業監査人が果たした役割も見逃せない。

こうした点で、この時期には会社自治・自主規制体制の充実が見られたのであるが、他方で、会社会計への規制強化の視点からの法案が、数度、政治の場で検討されている。とくに90年代には会社法会計制度の改正問題が国政レベルでの本格的な論争課題となった。すなわち、80年代後半期の金融資本の民間へのシフト現象から生じた1890年初頭の株高、そして同年末のベアリング商会の破綻に端を発する恐慌と93年にかけての企業倒産の頻発が会社債権者ならびに弱小株主の保護の問題を大きくクローズアップさせ、その後に設置された商務省の会社法改正委員会の報告書では会計制度の充実が勧告され、これらが法案に盛り込まれたのである。この法案の立法化の段階で戦われた議論はまさに自由放任主義と規制主義との対立を象徴するものであった。

結局、1900年の部分改正で監査役選任を義務付け、その後の1907年と1908年の会社法では貸借対照表登録等、大幅な会計規制強化を行っている。これらの規定は会計実務として既に定着しているものを法律化した面が強いとは言え、規制拡大への突破口が開かれた意義は大きいのである。

また一方、国家政策自体にも社会的階級対立の激化や植民地戦争や国際覇権紛争

の多発化などの事態が反映され、さらに第1次世界大戦の勃発とその戦争遂行の過程で19世紀的な放任主義の後退という方向がかなり明確に認識されてくる時期にかかっていたのであり、会社法にも、また会計制度にも次第に法規制主義が忍び寄り始めたのである。

(3) 第3章・第4章

第3章と第4章では、第1次大戦から第2次大戦までの時期を扱っている。第3章では1929年会社法の会計制度の内容を、20年代の会社会計問題をめぐる論争、そして商務省の会社法改正委員会の議論を背景にして検討した。また、第4章ではロイヤル・メイル社事件を中心に論じ、その事件の内容と事件後の会社会計制度への影響の検討を通して自由放任主義の破綻の様子を吟味し、現代への橋渡しとした。

第1次大戦は英国の社会、経済史における一里塚であったが、英国政府は戦争遂行のため、そして、戦後の社会、経済の立て直しのために会社を国家規制の重要な目標として位置付け、国家介入の幅を大きくしていった。こうした中、1926年に設けられた会社法改正委員会は、とりわけ20年代の経営合理化運動の中での企業買収・合併の増大に伴う、会社と証券市場のつながりの緊密化に着目し、証券市場の公正化のための諸施策の策定をはかり、これに関連して会計制度に関しても一般投資家の保護のための財務開示の拡充を目指している。

しかし、会計制度改正論議はまさに自治・自主規制と法・国家規制の相克の議論となっており、結局、1928年・29年会社法は財務情報の開示の面で大きな規制強化を果たす一方で、重要ないくつかの点で双方が妥協することになった。たとえば、損益計算書の開示要求を最小限に抑えたり、連結ないし結合計算書類の作成・開示要求をしなかったのである。これには深刻な競争力低下に陥っていた英国産業を苦しめないようにするという政策的配慮が働いたのである。しかし、実はこの姿勢がすぐに大きな批判を受けることになった。

端緒は1931年のロイヤル・メイル社事件である。この事件は、秘密積立金に代表される、規範を無視し、財務政策と会計計算を混同した御都合主義の伝統的会計とそれを当然と考える経営者、さらにそうした会計を批判できない監査役ならびに職業会計士業界、また会社法改正の段階で問題点が指摘されていながら十分な改善を施し得なかった立法・行政府が強い批判を受けたのである。折しも米国では大恐

慌の最中の証券改革が実行に移されようとしている時期で、一方では会社法の再改正による会計制度へのより大きな法律の介入と、他方では米国流の会計原則の編さんの必要性が議論されたのである。

こうした中で、会社法の改正に慎重な政府側の動きに対して、企業、会計士団体、証券取引所といったプライベート・セクターの側では自律的ないくつかの目立った展開があったが、それらは散発的でまとまりを得ないまま第2次大戦を迎えたのである。

(4) 第5章・第6章

第5章では1948年会社法の会計制度を、その前提となった商務省の会社法改正委員会での議論を踏まえて検討し、法・国家規制主義浸透の幕開けを見た。また、第6章では、1948年会社法の思想徹底を狙った1967年会社法と一部1976年会社法の会計制度の内容を主に商務省の会社法改正委員会の議論を通して検討した。

1929年会社法以降、会社法改正の本格的な動きは1943年の会社法改正委員会の設置に始まる。産業側に批判的な労働党の強い働きかけがあったとはいえ、会社法改正委員会は有限責任制の見返りとして会計責任遂行と開示は当然の義務という考えのもと、曾てない強い姿勢で会計制度の改正を検討し始めたのである。

その結果改正された1947年会社法(48年会社法に集成される)の会計規定の最も重要な改正点は、従来の“true and correct view”の原則を“true and fair view”の原則へと変えたこと、この原則の充足のために準拠すべき規則を第8付表に含め、従来の会社法に比べ大幅な規定充実を図り、さらに会社法規定に準拠した計算書類が自動的に“true and fair view”を示すとは見做されないことも明記している。

つまり、新しい制度のもとでも英国会社法の特徴は受け継がれているが、その判断の前に法律に準拠していることが基本的に要求され、その規定に反する会計処理ないし表示を行うときはその理由を取締役自ら釈明しなければならない、という意味で法律が前面に位置付けられることになった点が大きく異なる。また、会社法規定では本来不十分であるため、コーエン委員会はICAEWが42年から公表し出した会計原則勧告書のような会計基準設定努力を促すが、こうした基準の存在も新しい会計制度の構図に含められている。

しかし、この大きく刷新された体制にも問題があった。つまり、会社法の会計規定さえ守れば“true and fair view”は自動的に達成されるという安易な姿勢を生み出す恐れが十分にあったのである。また、それを避けるために職業会計士団体が中心に会計基準を作ることは政府の介入を最低限度に抑えるための歯止めであったが、そうした基準もあくまでも勧告に過ぎず、拘束力はなく、しかも、会計基準自体に法的な根拠は与えられなかったので、“true and fair view”確保の名のもとで設けられた基準から乖離することも自由であったのである。

要するに、会社会計制度の運営体制に法規制が浸潤してきたという重大な事実は認識しなければならず、さらに、会計原則など、会計制度を確実に作動させるために必要な法律以外での基礎条件の整備が有りさえすれば、法規制と自主規制の二人三脚で従前には見られなかった体系的な制度運営が可能であったにもかかわらず、かかる基礎条件を従来の延長上のもので間に合わせようとした点に、48年会社法の会計制度体制の基本的な体質、つまり法規制と自主規制との間の過渡的な束の間の調和があったと考えられるのである。

しかし、折しも戦後期の経済復興期に当り会社数が増大し、証券市場と会社の関係の更なる緊密化、新しいM&A方式の出現、機関投資家の台頭などの要因も加わり、投資指標としての財務情報の開示を従前以上に指向し、かつ証券規制も含めて法律がより強く介入した会計制度へと変化することが要求され、そこで、58年に会社法改正委員会（ジェンキンス委員会）が設けられ、この結果が67年会社法、そして一部が76年会社法に反映されることになったのである。

(5) 第7章～第10章

第7章では、現代の会社法（1985年および1989年会社法）体制の成立に至る過程を、第8章から第10章では、現代会社法の会計制度を、一般規定、グループ計算法規規定、監査規定に分けて分析、検討している。

1967年会社法の成立後、四つの問題が会社会計への法・国家規制の浸潤を促すきっかけを作った。第1は、60年代末の企業の合併・買収ブームに際し、職業会計士団体が独自に設けてきた会計基準は、曖昧で、柔軟性が強く、強制力もなく、会計情報に信頼がおけない、との疑問が提起され、基準設定に際して会社や会計士の都合が優先されているとの批判が展開され、基準設定における公正化と基準設定

への国や法律の介入の必要性を説く声が強くなったことである。そこで、政府の会計基準設定への介入を避けるために職業会計士側が先手を打ち、自主規制の強化策として1970年にASSC(後のASC)を設置することになったのであるが、経済政策の一環として会計基準を通して会社の行動に関与する、という姿勢が政府に強まったことは確実であった。

第2は、証券取引に関する政府の介入とこれに対する証券業界の自主規制の動きとの軋轢の中で証券規制と会計規制のリンケージの問題が生じたことである。とくに60年代の合併・買収ブーム、そして70年代にかけての証券会社の相次ぐ破産という事態の中で明かになったシティーの自主規制体制の限界は、一方で政府の監督の必要性の論議を生み出し、他方で、政府からの介入を避けるためにシティー自らの規則の強化と監視体制の確立が検討され、結局は86年の金融サービス法で事実上の政府監督のもとでの自主規制方式が形成されることになった(証券投資審議会～SIB～の設置)が、この間、証券業界の自主規制強化の一環として会社の財務開示の拡充要求が出され、その結果、SIB体制を通して政府と証券市場への財務開示のリンケージが確立したのである。

第3は、インフレーション会計基準のあり方をめぐり政府と職業会計士との間に軋轢が生じ、政府が従前以上に会計規制に積極的に関与することになったことである。英国ではインフレーション会計をめぐる基準化論議が60年代末以降に表面化した。当初はASCが貨幣購買力会計に沿った基準作りを進めた。しかし、政府は独自に委員会を設置して、ここでは現在原価会計による基本財務諸表の作成を勧告している。この政府の動きの背景に関する最も有力な見方は、購買力会計による物価指数の定常化がインフレーションの助長要因にもなりかねず、しかも通貨政策の舵取りを行う側にとって一種の通貨の物差しが民間の手で作られることはインフレーションの抑制を最重要課題とした当時の政府に大きな危惧を抱かせたことにあるとされる。そして、これ以降、現在原価会計が基準作りをリードすることになり、その成果が先ごろ撤回されたSSAP16号であった。

第4は、1973年の英国のEC加盟に伴う会社法の調整過程において会計に対して会社法がより強く関与する方向に動き始めたことである。これは大陸系の会社法が詳細な会計規定を本法に設けるのに対して、英国では“true and fair view”規則を軸に最低限の会計規定を設ける方式を取り、この点で大きな隔たりがあった。

EC 統合に向けて会社法指令が公表され、それらが英国で国内法化されたが、結果として、1985年あるいは89年会社法にみられるような会計強制規定の拡張傾向は否めないところである。

(6) 終幕～結び～

終章では、検討してきた歴史を以下のように全6期に区分し、さらに会計制度規制のこれらの方向を検討することで結論に代え、最後に年表を添付した。

“True and Correct View”の時代（19世紀中葉から第2次大戦まで）

- 1) “True and Correct View”第1期（1844年～1870年代）：制度的選択としての自由放任
- 2) “True and Correct View”第2期（1880年代～第1次大戦）：法・国家規制の進出と自由放任主義との折り合い
- 3) “True and Correct View”第3期（第1次大戦～第2次大戦）：激動＝法・国家規制主義の認知

“True and Fair View”の時代（第2次大戦後から現代まで）

- 4) “True and Fair View”第1期（第2次大戦～1960年代末）：束の間の調和＝法・国家規制主義の浸潤
- 5) “True and Fair View”第2期（1970年～1989年）：吟味と反省、そして国際化
- 6) “True and Fair View”第3期（1990年以降）：法・国家規制主義の支配

[博士論文審査要旨]

論文題目 英国株式会社会計制度論

審査員 中 村 忠
 安 藤 英 義
 伊 藤 邦 雄

1 本論文の背景

本論文を提出した山浦久司氏は、長崎大学経済学部を卒業して本学の大学院に入学し、監査論を専攻した。同氏の修士論文は「アメリカ監査史」、博士課程単位修得論文は「財務諸表監査と内部統制組織」であり、いずれもアメリカの監査制度や理論を研究したものである。

周知のようにアメリカの会計および監査は、19世紀の中ごろイギリスの資本がアメリカに投資されたのに伴い、その目付役として大西洋を渡ったイギリスの会計士が持ち込んだものである。このことから山浦氏の関心もイギリスに向かうことになり、監査だけでなく株式会社会計制度の全般にわたって、その発展過程を跡づけることが同氏のテーマになった。その引き金になったのは『リトルトン会計発達史』(片野一郎訳)であったと彼自身が述べている。

イギリスの株式会社会計制度は、わが国でも以前から若干の人たちによって研究されている。たとえば黒沢清(『近代会计学』春秋社1964年など)、中村忠(「英国会社法のグループ計算書規定」神奈川大学『商経法論叢』13巻4号1963年など)、千葉準一(『英国近代会計制度』中央経済社1991年)、田中弘(『イギリスの会計制度』中央経済社1993年)などの諸氏である。

山浦氏はこれらの研究を参照しながらも、独自のものをしようとする努力し、そのためにできるだけ多くの資料にあたるだけでなく、研究範囲を広げている。

2 本論文の骨子

本論文は、1844年会社登記法から1989年会社法に至る約150年にわたるイギリス会社法の会計および監査の規定を中心にして、それに関連する諸問題を歴史的に跡づけたもので、本文549ページに及ぶ大著である。

その構成は次のとおりである。

- 第1章 19世紀会社法会計制度の展開
- 第2章 20世紀移行期の会計制度の展開
- 第3章 近代から現代への過度期の会計制度
- 第4章 ロイヤル・メイル社事件と会計制度への影響
- 第5章 現代的会計制度への転回

第6章 Jenkins 委員会報告と1967年・1976年会社法の会計制度

第7章 現代会社法の会計制度(1)

—1985年・1989年会社法の成立とその背景—

第8章 現代会社法の会計制度(2)

—1985年・1989年会社法の一般会計制度—

第9章 現代会社法の会計制度(3)

—1985年・1989年会社法のグループ計算書類制度—

第10章 現代会社法の会計制度(4)

—1985年・1989年会社法の監査制度—

終章 英国会社法史に見る会社会計と法制度

第1章は、イギリスで最初の一般会社法である1844年会社登記法から筆を起し、1855年有限責任法、1856年会社法、そしてこれらを総括した1862年会社法、さらに会計的に重要な1868年鉄道事業法について、それらの会計および監査規定を述べている。法律の変遷の経緯を詳細に跡づけるだけでなく、それに対する山浦氏の評価が示されている。

たとえば、1844年法は株主の有限責任を認めなかったが、1855年法でそれを認めた。そしてこれらの法律により、「会計の記録、決算、監査、報告、そして開示という今日的な会社会計制度のフレームワークが確定したものとみることができよう」と要約している。

また、1856年法により会計および監査の規定は、強行規定から任意規定に変わった。これは当時の社会思潮である自由放任(レセ・フェール)主義によるものであるが、規定そのものは詳しくなった。通常はこれを制度の後退とみるのに対し、山浦氏は、任意規定化は「レセ・フェール思想の導入という1856年会社法の立法方針の問題であり、会社法の会計制度自体に対しては後退という負の評価は必ずしも適当ではない」と述べている。

さらに、1868年法との関連で複会計制度について手際よく解説した後、この制度がその後のイギリスの会計に与えた影響が大きかったことを指摘している。

第2章では、1879年会社法、1890年会社(清算)法、1900年会社法、1907年会社法およびこれらを総括した1908年会社法(1862年会社法に次ぐ第2次総括法)における会計および監査規定が記述される。その中で重要なのは次の諸点である。

- ① 1878年にCity of Glasgow Bankの倒産事件が発生した。そしてこれを契機に1879年法が制定され、銀行業を営む株式会社に対して監査役による監査が強制されることになった(強制監査の復活)。
- ② 1900年法はすべての株式会社に監査役監査を強制した。
- ③ 1907年法は、私会社(private company)という制度を設け、小規模の閉鎖的な会社に情報開示免除等の特例を認める一方、その他の会社に対しては貸借対照表を含めた年次届出書を会社登記所に提出すべきことを義務づけた(自由放任主義の修正)。

第3章では、1928年会社法と第3次総括法たる1929年会社法の会計および監査規定が述べられる。1929年法については従来あまり議論されていないが、山浦氏は詳しく調べている。その中で重要と思われるのは次の諸点である。

- ① 持株会社に対しアメリカにならって連結財務諸表を制度化すべしという意見が立法過程で出たが、職業会計士の間でもそれに対して消極論が強く、結果として持株会社の個別財務諸表に関係情報を開示させることで妥協せざるを得なかった。
- ② 会計帳簿の作成が義務づけられた(1856年会社法から任意規定として設けられていたが)。
- ③ 計算書類の開示が強化され、特に損益計算書の株主総会提出が義務づけられた(しかし、反対論との妥協で、損益計算書の記載事項は規定されず、監査対象にもされていない)。

第4章は、1931年に発生したロイヤル・メイル社(Royal Mail Steam Packet Co.)事件の内容と、この事件がその後のイギリス会社法および会計実務に与えた影響を詳しく調べている。イギリスの財務会計関係の書物には必ず出てくるほどに有名であるこの事件によって、改正されたばかりの1929年会社法のどこに欠陥があるかが明らかになった。そして特に争点となったのは、秘密積立金問題、損益計算書の開示拡充問題および持株会社の財務報告問題であった。これらの問題について、法改正に向けてどのような活動が行われたかを、山浦氏は詳しくかつ的確に述べている。

第5章は、1929年会社法を改正するために設置された委員会(通称コーエン委員会)の報告書(1945年)と1947年会社法、さらに第4次総括法たる1948年会社法について述べている。その骨子は次のとおりである。

- ① 会社の計算に関する包括規定として、計算書は「真実かつ正確な概観」(true and correct view)を与えなければならないという従来の表現から、「真実かつ公正な概観」(true and fair view)を与えなければならないという表現に変わった。計算書の記載事項も詳しくなった。しかし規定の仕方は、弾力性を持たせるために、法律の本文ではなく付表(schedule)に定めるという1856年会社法以来の伝統が踏襲された。
- ② 持株会社に対しグループ計算書(group accounts)の株主総会提出を強制した。グループ計算書は、原則として連結計算書でなければならない。
- ③ 監査役の被選資格を職業会計士に限定した。
- ④ 私会社のうち他会社の支配を受けないものを免除私会社(exempt private company)とし、会計情報の開示について特例を認める。それ以外の会社は公開会社と同様に扱われる。

これらのうち①ないし③はいずれも画期的な改正であり、④は私会社の実情に照らし特例の適用を制限したものである。

第6章は、1948年会社法を改正するために設置された委員会(通称ジェンキンズ委員会)の報告書(1962年)と、これにもとづいて改正された1967年会社法および1976年会社法について述べる。ジェンキンズ報告書は、各方面から意見を求め、広範囲にわたる問題点を挙げて改正を勧告した。しかし政権交代などにより、立法化されたのは、免除私会社制度の廃止などわずかな事項にとどまった。そのため、1967年法も1976年法も第5次総括法にはならなかった。

第7章から第10章までは、現行の1985年会社法と1989年会社法における会計制度を詳しく述べている。これらの改正を必要とした最大の原因は、イギリスが1973年にECへ加盟したからである。EC理事会は、経済統合の基盤づくりのため、加盟各国に対し国内法の整備を求める指令(Directives)を1968年から次々に出した。イギリスもこれに従って会社法の改正を行わなければならなかった。

1980年会社法は第2指令(「株式会社の設立、資本維持および資本変更」1976年12月)に、また1981年会社法は第4指令(「資本金の年次計算書」1978年7月)にもとづくものである。これらが総括されて1985年会社法になった(第5次総括法)。しかしその後第7指令(「連結決算書」1983年6月)と第8指令(「決算書

の法定監査人の資格」1984年4月)にもとづく1989年会社法が制定された。これらはかなり大きな改正なので、本来ならこれが第6次総括法となるところであるが、そうはならないで1985年法プラス1989年法が現行法とされている。

このように現行法は、EC理事会の指令にもとづく改正が重要な部分を占めるが、それだけでなく長年の懸案の解決も図られている。たとえば配当可能利益の算定がそれで、イギリスではこの問題は古くから裁判所によって解決されてきたが、裁判所は会社の自治を尊重する立場から、会計学的にみるとおかしい判決を重ねてきた。先のジェンキンス委員会は、この問題を取り上げて論点を示したが、委員の間で意見が分かれて、改正を勧告するには至らなかった。しかしこの問題は、1980年法で配当可能利益について明文規定が設けられたことで落ち着いた(この規定は1985年法に総括された)。それによると、株主への配当の財源は処分可能利益に限られる。そして処分可能利益は累積実現利益から累積実現損失を差し引いた額と規定される。このような規定が明文化され、判例法主義の伝統が破られたのは、EC指令を通しての大陸法の影響と思われる。

また1985年・1989年法は、会計処理および表示についても細かい規定を設けている。これも大陸法の影響とみてよい。山浦氏はこれらを、会計に対する「法・国家規制」の強化と称している。

終章は全体の要約である。しかし単に各章の要旨を述べるのではなく、まず本論文が対象とした約150年を、1947年会社法を境にして、新旧二つの時代に大別する。旧時代(約100年)はTrue and Correct Viewの時代、それに続く新時代はTrue and Fair Viewの時代と名づけられる。これらはさらに次のように分けられる。

True and Correct View の時代

- 第1期 1844年～1870年代
- 第2期 1880年代～第1次大戦
- 第3期 第1次大戦～第2次大戦

True and Fair View の時代

- 第1期 第2次大戦～1960年代
- 第2期 1970年代～1989年
- 第3期 1989年以降

3 本論文の評価と問題点

本論文の長所は、第1に、1844年会社登記法から1989年会社法に至る約150年のイギリス株式会社会計制度の発展を、手堅く詳細に跡づけたことである。その記述の仕方は地味であるが、たとえば1929年法が1948年法に変わったことについて、その背後にどのような社会・経済の変化があったか、1929年法の会計規定のどこに欠陥があったか、またそれに対してどのような改正意見があったかなどを詳しく述べている。この態度は本論文の全体を通じ一貫している。各章末に示されている丹念な注が、その努力の跡を端的に物語っている。

現時点において、同じ範囲を取り扱った文献で、これほど詳しいものは日本にはもちろんイギリスにもないと思われる。本論文はイギリス会計制度論の定本として、学界に寄与するところ大である。

長所の第2は、歴史的アプローチを採る著作にしては珍しく、現行法の会計および監査制度についても詳しく解説していることである。第7章から第10章までがこれに充てられており、法令や政府委員会報告書などをもとに、正確かつ的確に記述している。本論文の題目(英国株式会社会計制度論)でいう制度論は、したがって制度史を踏まえた現行制度論であると見ることができる。現行制度を理解するためにはその歴史を知らなければならないというのは制度研究の常道であるが、しかしその長い道のりに疲れ果て、現行制度には触れるだけで終るものが少なくない。現行制度の記述についても弛むことのなかった本論文は評価に値する。

長所の第3は、本論文の全体を通して、山浦氏は、史実について主観的な評価を加えることよりも、できるだけ客観的に記述するという態度を貫いていることである。歴史および現行制度について解釈することよりも理解することに努めているといえる。このような態度で書かれた本論文は、上記の長所1で述べた学界における定本としての本論文の価値をより確かなものとしている。

本論文の特色としてもう1つ触れておきたい。冒頭に述べたように、もともと山浦氏は監査論の専門家であるために、必然的に本論文において監査制度に多くのページが割かれている。そして書かれている内容も、監査に関するところは最も安定し、生気がある。本論文のタイトルからはこの点が見逃される虞があるが、本論文の特色としてぜひ挙げておきたい。

このような長所および特色を有する本論文にも、しかし問題点がないわけではない。第1に、記述の正確を期すあまり、章によっては法令や政府委員会の報告書などの引用が多い。これはページ数をとるだけでなく意外に読みにくいものである。そういう資料的な部分を整理すれば記述が引き締まり、もっと読みやすくなったはずである。

第2に、1948年会社法以後は頻繁に改正が行われているので、ある事項について、いつの改正でどのように改廃されたのかが、本文を読んだだけではよく分からない。巻末に付けられている法令索引でも分からない。この点の工夫を望みたい。

第3に、終章で全体を締めくくるにあたり、包括規定の文言をメルクマールにして True and Correct View の時代と True and Fair View の時代に2分している点である。確かにこの包括規定の推移は、会計に対する立法の基本姿勢を示すものであるが、一方が100年、他方が50年では、大ざっぱという感じを拭えない。さらに、それぞれの期間を3期に分けているが、これについても異論があり得えよう。たとえば、同じ True and Fair View の時代でも、EC理事会の指令によって法改正が行われた1980年会社法以降は、それ以前とは質的に異なっていると考えられないか。こういう点も含めて、時代区分について再考の余地があると思われる。

このように若干の問題点を指摘せざるを得ないが、しかしそれらは本論文にとって致命的なものではない。山浦氏はまだ若いのであるから、今後も一層の研究を要望したい。

以上によりわれわれ審査員一同は、所定の試験の成績をも併せ考慮し、山浦久司氏が一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと認める。

以上

平成6年2月15日